

四條畷学園短期大学学則

第1章 総 則

(理念・使命)

第1条 本学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「報恩感謝」を建学の精神、「人をつくる」を教育理念とし、知識の修得とともに実行能力の大切さを価値あるものと考え、礼儀、礼節を重んじ、品性人格が備わった人材の育成を使命とする。また、品格、一般教養および専門の学術技能を身につけ、地域社会で積極的に活躍できる生きた力を育むことを教育目標とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容および方法の改善を図るための委員会を設け、研修および研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科・学生定員・学位授与の方針・修業年限

(学科・学生定員・学位授与の方針)

第4条 本学において設置する学科およびその学生定員は次のとおりとする。

学科名	入学定員	総定員
保育学科	100名	200名
ライフデザイン総合学科	80名	160名
合計	180名	360名

2 本学は学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定める。また、学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）を定める。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

(短期大学)

建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」に基づいた人間力を身につけ、教育目標である「品格、一般教養および専門の学術技能を身につけ、地域社会で積極的に活躍できる生きた力を育む」に至

り、各学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて要件を満たしたものに、卒業を認定し学位を与える。

（保育学科）

建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」に基づいた人間力を身につけ、保育学科の教育目的、教育目標に至り、教育課程に掲げる学修成果を達成し、所定の単位を取得して卒業要件を満たした者に短期大学士（保育学）の学位を与える。

〈教育目的〉

保育学科は、豊かな人間性と専門性をもつ保育者、教育者を養成することを目的とする。

〈教育目標〉

- ・ 現代社会や地域の多様なニーズに対応できる専門的知識と技能を習得し、それらを実践する力を持った質の高い保育者、教育者を養成する。
- ・ 子どもに豊かな情操を育むことができる技能と感性を備えた保育者、教育者を養成する。
- ・ 礼儀、礼節を重んじ、社会人として深い教養を身につけた人間性豊かでコミュニケーション力のある保育者、教育者を養成する。

〈学修成果〉

- ・ 保育や幼児教育、福祉に関する成り立ちや制度、理念について理解している。
- ・ 保育および幼児教育における的確な実践力、判断力、表現力を身につけている。
- ・ 表現活動や遊びに関する技能を身につけ、子どもの情操を育む指導方法を習得している。
- ・ 社会的課題解決のために、多様な人々と主体的に協働する態度およびコミュニケーション力を身につけている。
- ・ 保育者、教育者の自覚を持ち、知識・教養を深め人間的成長や向上に努める態度を身につけている。

（ライフデザイン総合学科）

建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「人をつくる」に基づいた人間力を身につけ、ライフデザイン総合学科の教育目的、教育目標に至り、教育課程に掲げる学修成果を達成し、所定の単位を取得して卒業要件を満たした者に短期大学士（ライフデザイン学）の学位を与える。

〈教育目的〉

ライフデザイン総合学科は、豊かなコミュニケーション力と幅広い知識やスキルを身につけた社会人を育成することを目的とする。

〈教育目標〉

- ・ 現代社会を生きるための基本的な知識や教養、スキルが身についた人材を育成する。
- ・ 専門的な学びや資格取得を通じて、生涯にわたりライフデザイン（人生設計）ができる人材を育成する。

- ・ 礼儀、礼節を重んじ、人間性豊かでコミュニケーション力のある人材を育成する。

〈学修成果〉

- ・ 社会で必要となる基礎的な知識や教養、礼儀を身につけている。
- ・ 各エリアの専門的な学びを通して、社会で活躍できる知識・技能を身につけている。
- ・ 各エリアの専門的な学びを通して、社会において自ら課題を発見し解決に取り組み成果を表現するための思考力・判断力・表現力を身につけている。
- ・ 各エリアの専門的な学びを通して、社会において他者を認め、積極的にコミュニケーションを図り連携するための主体性・多様性・協働性を身につけている。
- ・ 生涯を通じて向上心と探究心を持ち、自己のライフデザイン（人生設計）を描き続ける能力を身につけている。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

（保育学科）

〈教育内容〉

- ・ 社会人として幅広い視野と保育および幼児教育に関する基本的な知識・技能を獲得するために、基礎科目を設置する。
- ・ 保育者、教育者としての実践力を獲得するため、保育および幼児教育の専門的知識と技能を体系的に学ぶ教職科目を設置する。
- ・ 子どもの情操教育に関する技能と感性を身につけるため、音楽・造形・身体表現の学習および研究を実践的に積み上げ、統合していく参加型の授業を実施する。
- ・ 身につけた専門的知識・技能を活用し、自ら保育および幼児教育の課題を見出し解決していく能力や姿勢を育てるため、卒業ゼミを特別研究科目として学科必修とする。
- ・ 保育および幼児教育の近接領域に関する資格取得を支援する科目を設置する。

〈教育方法〉

- ・ 授業科目の教育目標に沿って、講義、演習、実習を適切に組み合わせて実施する。
- ・ シラバスに授業の「到達目標」「授業概要」「授業計画」「授業時間外の学習方法」などを明記する。
- ・ 教育課程の体系を明確に可視化するために、カリキュラム・マップ、授業科目ナンバリングを作成、公開している。
- ・ 論理的思考、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力を育成するために、アクティブラーニング、課題解決型学習や討論、体験型学習などを随時取り入れる。
- ・ C A P 制度を導入し、授業時間外の学習を確保し、単位制度の実質化を図る。

〈学修成果の評価・活用〉

- ・ ディプロマ・ポリシーに掲げた知識、技能、態度について達成度を評価する。

- ・シラバスに明示した「成績評価方法」「成績評価基準」に従い、学修成果を公正に評価する。
- ・シラバスに明示した「試験や課題に対するフィードバック」を行い、さらなる学修成果獲得に役立てる。
- ・GPA制度を導入し成績を客観的、相対的に把握し履修指導、学修指導に役立てる。

（ライフデザイン総合学科）

〈教育内容〉

- ・ベーシックフィールド、アドバンスフィールド、フォーカスフィールド、特別研究フィールドの4つのフィールドを設置する。
- ・ベーシックフィールドに教養、基礎的な知識、スキルを身につけ、キャリア教育の導入となる科目群（エリア）を設置する。
- ・アドバンスフィールドとフォーカスフィールドに、キャリア教育の深化を図る専門科目群（エリア）と、より高い専門性を身につけるための専門科目群（エリア）を設置する。
- ・特別研究フィールドに、身につけた専門的な知識、スキルを活用し自ら課題を見出し解決していく総合力を養うための卒業ゼミを設置する。
- ・すべてのフィールドでの学習により、生涯を通じた向上心と探究心を涵養し、自己のライフデザイン（人生設計）を描き続ける能力を育成する。

〈教育方法〉

- ・授業科目の教育目標に沿って、講義、演習、実習を適切に組み合わせて実施する。
- ・シラバスに授業の「到達目標」「授業概要」「授業計画」「授業時間外の学習方法」などを明記する。
- ・教育課程の体系を明確に可視化するために、授業科目ナンバリングを作成、公開している。
- ・論理的思考、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力を育成するために、アクティブラーニング、課題解決型学習や討論、体験型学習などを随時取り入れる。
- ・CAP制度を導入し、授業時間外の学習を確保し、単位制度の実質化を図る。

〈学修成果の評価・活用〉

- ・ディプロマ・ポリシーに掲げた知識、技能、態度について達成度を評価する。
- ・シラバスに明示した「成績評価方法」「成績評価基準」に従い、学修成果を公正に評価する。
- ・シラバスに明示した「試験や課題に対するフィードバック」を行い、さらなる学修成果獲得に役立てる。
- ・GPA制度を導入し成績を客観的、相対的に把握し履修指導、学修指導に役立てる。

【入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

（保育学科）

- ・保育学科で教育を受けるのに必要な高等学校までの基礎学力を身につけた人。
- ・将来、幼稚園教諭や保育士になりたいという目的と意思が明確で、その実現に向け知識・技能の習得に主体的に取り組もうとする人。

- ・社会状況に関心を持ち、多様な人々と協働しながら課題解決に取り組もうとする人。
- ・保育および幼児教育に携わるにふさわしい礼儀、礼節を重んじ、品性の向上を目指す人。

(ライフデザイン総合学科)

- ・ライフデザイン総合学科で教育を受けるのに必要な高等学校までの基礎学力を身につけた人。
- ・自らの夢の実現に向け勉学に取り組み、知識、技術を身につけ、課題発見や解決に主体的に取り組もうとする人。
- ・向上心や探究心をもち、多様な人とコミュニケーションを図りながら協働して学ぼうとする人。
- ・礼儀、礼節を重んじ、品性の向上を目指す人。

【学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）】

本学では、学生の学修成果を把握し、教育の質の点検と改善を恒常的かつ継続的に実施することを目的に、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）：DP」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）：CP」「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）：AP」を踏まえた「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を設け、機関レベル、教育課程レベル（各学科）、科目レベルで学修成果を査定する方法、指標を定める。これらの評価結果は、三つのポリシーに掲げる到達目標の達成状況の改善に活用する。

- ・機関レベル（四條畷学園短期大学）のアセスメント・ポリシー・・・学生の進路決定状況（就職率、資格・免許取得を活かした就業率）などから学修成果の達成度を査定する。
- ・教育課程レベル（各学科）のアセスメント・ポリシー・・・各学科の卒業要件達成状況、資格・免許取得状況などから教育課程全体を通して学修成果の達成状況を査定する。
- ・科目レベルのアセスメント・ポリシー・・・シラバスに提示された授業科目の学修目標に対する評価や授業評価アンケートの結果などから、科目ごとの学修成果の達成状況を査定する。

なお、上記の3つのレベルで、学修成果を査定する方法、指標は別に定める。

(修業年限・在学年限)

第5条 本学の修業年限は保育学科およびライフデザイン総合学科について2年とする。

- 2 保育学科およびライフデザイン総合学科の学生は4年を越えて在学することはできない。
- 3 ライフデザイン総合学科においては、長期履修学生制度を設ける。
- 4 前項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 学年・授業期間・学期・休業日

(学年・授業期間)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次の通りとする。

- (1) 土曜日および日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 学園創立記念日 4月11日
 - (4) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで
 - (5) 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで
 - (6) 春季休業日 3月21日から4月10日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・休学・退学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合は学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、本学の入学選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力が有ると認められた者

- (8) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限り）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
（入学の出願）

第11条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類および検定料を添えて本学に提出しなければならない。提出の時期および方法等については別に定める。

（入学者の選考）

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続・入学許可）

第13条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに誓約書・保証書、その他所定の書類を提出するとともに所定の入学金、その他必要な学費等を納入しなければならない。手続を完了しない者には合格を取り消すことがある。

2 前項の手続を完了した者には入学を許可する。

（再入学・転入学等）

第14条 本学に再入学、転入学または転科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当学年に入学を許可することがある。ただし、退学した者が再入学を志願しようとするときには、退学後2年以内に限り出願しうるものとする。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目ならびに修得した単位の取り扱い、在学すべき年数および資格の取得の取扱い等については、教授会の議を経て学長が決定する。

（休学）

第15条 疾病またはやむを得ない事由により3ヶ月以上修学できないときは医師の診断書または休学理由書を付し、保護者および保証人連署の上願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第16条 休学の期間はその学年を越えることができない。ただし、特別の事由があるときは、引き続き更に1年以内の期間延長を願い出ることができる。

2 各学科の休学の期間は通算して2年とする。

3 休学の期間は第5条第2項の在学年数に算入しない。

（復学）

第17条 休学許可期間満了の者、または休学期間中にその事由が消滅した者は、復学願いを提出し、学長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第18条 退学しようとする者は、その理由を記し、保護者および保証人連署の上願い出、学長の許可を得なければならない。

2 本学から他の大学に転学を希望する者は、保護者および保証人連署の上願い出、学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第19条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に定める在学年数を超えた者
- (2) 第16条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料その他の費用の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程・履修方法等

(教育課程編成・実施の方針)

第20条 各学科の教育目標を達成するため、教育内容に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成する。授業科目、種類、単位数等は別表第1（教育課程表）、別表第2（教育課程表）および別表第3（社会人リフレッシュ教育フィールド）の通りとする。

(単位の計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
ただし、別に定める授業科目については、22.5時間または30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
ただし、別に定める授業科目については、22.5時間または15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習および実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 授業への出席常でない者、あるいはその期の授業料その他の費用未納の者に対しては、単位を与えないことがある。
- 3 授業への出席状況によっては、単位を与えないことがある。詳細は別に定める。

(学習の評価)

第23条 学業成績の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

なお、GPAおよび学修成果評価表については別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、保育学科およびライフデザイン総合学科の学生は2年以上在学し、教育課程表に基づき、合計62単位以上を、修得しなければならない。

(卒業)

第 25 条 本学の保育学科またはライフデザイン総合学科に 2 年以上在学し、本学に定める授業科目を履修し所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。但し、在籍中の者から留年の申し出があった場合、教授会の議を経て、学長が留年を許可することがある。

(学位の授与)

第 26 条 学長は前項の規定により卒業を認定した者に対し、次に掲げる短期大学学士の学位を授与する。

保育学科	短期大学士 (保育学)
ライフデザイン総合学科	短期大学士 (ライフデザイン学)

(資格の取得)

第 27 条 本学において取得することができる免許状および資格の種類は次の通りとする。

学科名	免許状および資格の種類
保育学科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格

- 2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第 2 4 条の規定によるほか、教育職員免許法および同法施行規則に定める科目を履修して、所定の単位を修得しなければならない。履修方法は別に定める。
- 3 保育士資格を取得しようとする者は、第 2 4 条の規定によるほか、児童福祉法施行規則指定保育士養成施設の修業教科目および単位数ならびに履修方法により、所定の単位を修得しなければならない。履修方法は別に定める。
- 4 保育士養成課程を履修することができる者は 1 学年当り 1 0 0 名とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 28 条 他の大学または短期大学 (外国の大学および短期大学を含む。) を卒業または中途退学し、新たに本学の第 1 年次に入学した学生の当該の大学または短期大学における既修得単位については、教育上有益であると認めるときは、本学において取得したものとして認定することができる。

ただし、第 5 条に定める修業年限を短縮することはできない。

- 2 前項により認定することのできる単位数は、転学等の場合を除き、合わせて 3 0 単位を越えないものとする。
- 3 前 2 項に定めるほか、本条による単位認定に関し必要な事項は別に定める。

(外国の短期大学・大学における授業科目の履修等)

第 29 条 本学は、教育上有益と認めるとき、外国の短期大学または大学との協議により、学生に休学することなく当該短期大学等に留学し学修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、3 0 単位を超えない範囲で、本学において取得した単位とみなすことができる。
- 3 前 2 項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の短期大学・大学における授業科目の履修等)

第30条 本学は、教育上有益と認めるとき、本学の定めるところにより他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、30単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の短期大学・大学以外の教育施設等における学修)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により取得したものとみなした単位数と合わせて30単位(3年制46単位)を超えないものとする。

(他の短期大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第32条 前3条の規定により他の短期大学等または外国の短期大学等において取得したと認めることのできる単位数は、すべてを合わせて、30単位を超えない範囲とする。

第7章 検定料・入学料・授業料

(検定料・入学料・授業料等)

第33条 本学の検定料、入学料、授業料等は別に定める。

(授業料の納入期)

第34条 授業料は、次の2期に分けて納入しなければならない。

ただし、特別の事情があると認められる者には、延納を認めることがある。

前学期	総額の2分の1	納期	4月30日
後学期	同上	納期	10月31日

(退学・停学の場合の授業料)

第35条 学期の途中で退学または除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第36条 休学の期間が学期全体に及ぶ場合は、その学期の授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第37条 復学した者は、当該期分の授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第38条 学年の途中で卒業する見込の者は、卒業する見込の月を含む当該期分の授業料を納付するものとする。

(納付した検定料・入学料)

第39条 納付した検定料、入学料は返付しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織・職務等)

第40条 本学に学長、副学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 学長は本学の全ての校務をつかさどり、全ての所属教職員を統督する。

3 副学長は、学長の指示あるときは、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。なお、副学長がつかさどる校務については学長が別に定める。

第9章 教授会

(教授会の設置・構成・議事録・報告等)

第41条 本学に教授会を置く。

2 教授会は学長、副学長、学科長および教授をもって組織する。必要あるときは、准教授、講師および助教を加えることができる。

3 議事録は、事務長が作成し、事務室に備え付けておかねばならない。

4 学長は、教授会における決定事項を理事長に報告し、必要に応じ学校法人四條畷学園の関係部署に通知する。

(教授会の招集)

第42条 教授会は、学長が必要と認めたとき、または教授会の構成員の3分の2以上の要求があったとき、学長がこれを招集する。

2 学長は、教授会の議長となる。学長に事故あるとき、または学長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名した者が、その職務を代理しまたその職務を行う。

3 定例教授会は休業月を除き、月1回開催する。

4 臨時教授会は必要に応じ随時開催する。

(教授会の成立・議決)

第43条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 議事は出席人数の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

3 休職中の者その他長期にわたって出席できない者は、前項の定足数から除く。

4 議長は教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

(教授会の審議事項)

第44条 教授会は本学の以下に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) (1)(2)の他、教育・研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

- (4) 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育・研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10章 科目等履修生・外国人留学生

(科目等履修生)

- 第45条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。
- 2 前項で履修を許可された科目等履修生に対し、単位を与えることができる。単位の授与については、第21条および第22条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第46条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生についての必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

- 第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲 戒)

- 第48条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は訓告、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 図 書 館

(図書館の設置)

- 第49条 本学に図書館を附設する。
- 2 図書館について必要な事項は別に定める。

附 則

この学則の改定は、令和4年 4月 1日より実施する。

別表 第1 (教育課程表)

(保育学科)

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
基礎科目	子ども文化Ⅰ (音楽)		2	基礎科目については必修を含め合計10単位以上を履修
	子ども文化Ⅱ (腹話術)		2	
	子ども文化Ⅲ (WEBデザイン)		2	
	日本国憲法と人権		2	
	英語 (英会話A)		1	
	英語 (英会話B)		1	
	スポーツⅠ		1	
	スポーツⅡ		1	
	情報基礎		2	
	日本語表現(スタディスキル含む)	1		
	キャリアと教養	1		
	ボランティア活動		2	
	教職科目	幼児と健康	2	
幼児と人間関係		2		
幼児と環境		2		
幼児と言葉		2		
幼児と音楽Ⅰ		1		
幼児と音楽Ⅱ			1	
幼児と音楽Ⅲ			1	
幼児と音楽Ⅳ			1	
幼児と図工Ⅰ		1		
幼児と図工Ⅱ			1	
保育者論			2	
教育原理		2		
保育原理		2		
発達心理学		2		
子ども家庭支援の心理学			2	
子どもの理解と援助			1	
子どもの保健			2	
子どもの健康と安全			1	
子どもの食と栄養			2	
特別支援教育総論 (障害児保育含む) Ⅰ			1	
特別支援教育総論 (障害児保育含む) Ⅱ			1	
乳児保育Ⅰ			2	
乳児保育Ⅱ			1	
在宅保育			2	
子ども家庭福祉			2	
子ども家庭支援論			2	
社会福祉		2		
子育て支援			1	
社会的養護Ⅰ			2	
社会的養護Ⅱ			1	
保育・教育課程論			2	
保育内容総論			1	
保育内容演習 (環境・健康)			1	
保育内容演習 (言葉・人間関係)			1	
保育内容演習 (総合表現)			3	
教育方法・技術論			2	
情報機器演習			1	
教育相談			1	
保育・教職実践演習 (幼)			2	
教育実習指導Ⅰ			0.5	
教育実習 (幼) Ⅰ			2	
教育実習指導Ⅱ			0.5	
教育実習 (幼) Ⅱ			2	
保育実習指導Ⅰ		2		
保育実習Ⅰ		4		
保育実習指導Ⅱ		1		
保育実習Ⅱ		2		
保育実習指導Ⅲ		1		
保育実習Ⅲ		2		
特別研究科目	卒業ゼミ	2	0	

別表 第2 (教育課程表)

(ライフデザイン総合学科)

フィールド	エリア	授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
ベーシック	基礎	ライフデザイン入門		1	ベーシック・特別研究においては必修を含め22単位以上を履修
		情報基礎	2		
		文書処理演習Ⅰ (Word)	2		
		日本語表現法	2		
		英語(英会話A)	1		
		くらしのマナー	2		
		教養の文学		2	
		情報倫理		2	
		くらしと教育		2	
		スポーツⅠ		1	
	スポーツⅡ		1		
	キャリア	キャリアデザイン	2		
		キャリアプランニング		2	
		ライフデザイン基礎演習Ⅰ	2		
		ライフデザイン基礎演習Ⅱ		2	
インターンシップ			1		
ボランティア活動		2			
特別研究	卒業ゼミ(基礎)	2			
	卒業ゼミ(発展)	2			
アドバンス	IT	文書処理演習Ⅱ (Word)		2	アドバンス・フォーカスエリアにおいては40単位以上を履修
		文書処理演習Ⅲ (Word)		2	
		表計算演習Ⅰ (Excel)		2	
		表計算演習Ⅱ (Excel)		2	
		データベース演習 (Access)		2	
		プレゼンテーション演習 (PowerPoint)		2	
		情報システム論		2	
		マルチメディア論		2	
		マルチメディア演習		2	
		ウェブプログラミング演習		2	
		ウェブデザインⅠ		2	
		ウェブデザインⅡ		2	
		ウェブデザイン演習		2	
		ビジネス	ビジネス実務総論		
	ビジネス実務演習			2	
	ビジネス総合演習			2	
	接遇演習			2	
	オフィスマネージメント			2	
	ビジネス文書			2	
	簿記入門			2	
	簿記基礎			2	
	メディア論			2	
	プレゼンテーション概論			2	
	ビジネスコミュニケーション			2	
	ビジネス・医療のための英会話			2	
	ビジネス・医療のための韓国語			2	
	国内観光地巡り			2	
	世界観光地巡り		2		
	ファッションビジネス	ファッションビジネス概論		2	
		ファッションビジネス実務		2	
		ファッションビジネス演習		2	
		ファッションビジネス総合演習		2	
		ファッションブランディング		2	
トータルビューティエクササイズ			1		
インテリア論			2		
色彩の基礎Ⅰ			2		
色彩の基礎Ⅱ			2		
色彩の演習 (シルクスクリーン含む)			2		
カラーセラピー			2		
パーソナルカラー			2		
色彩の活用			1		

フィールド	エリア	授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
フォーカス	医療事務	医療事務総論		2	アドバンス・フォーカスエリア においては40単位以上を履修
		医療事務Ⅰ		2	
		医療事務Ⅱ		2	
		医療事務Ⅲ (DPC含む)		2	
		医療秘書実務		2	
		診療報酬請求事務演習A		1	
		診療報酬請求事務演習B		1	
		医療事務コンピュータⅠ		1	
		医療事務コンピュータⅡ		1	
		診療情報管理論A		2	
		診療情報管理論B (医療法規含む)		2	
		ICDコーディング実務演習Ⅰ		1	
		ICDコーディング実務演習Ⅱ		1	
		調剤請求		2	
		医療関連用語		2	
		医療事務のための医学知識Ⅰ		2	
		医療事務のための医学知識Ⅱ		2	
		医師事務作業補助実務演習		2	
		解剖生理学		2	
		医薬と検査		2	
	病院実習		2		
	公衆衛生学		2		
	介護概論		2		
	社会福祉概論		2		
	アロマセラピー(演習含む)		3		
	食・健康	食の科学A		2	
		食の科学B		2	
		厨房機器・設備		1	
		食の歴史と文化		2	
		食品・食材の知識A		2	
		食品・食材の知識B		1	
		食空間のデザインと演出		2	
		フードマネージメント・メニュープランニング		2	
		テーブルコーディネート&テーブルマナー		2	
		調理学演習		2	
		健康・栄養クッキング		2	
		ブレッド&テーブル演習		2	
		食からの健康美 (インナービューティー)		2	
		食生活アドバイザー		2	
		製菓演習		2	
		ギフト・ビジネスラッピング演習		2	
カフェプランニング			2		
健康管理論			2		

フィールド	エリア	授業科目名	単位数		備考
			必修	選択	
フォーカス	心理・パフォーマンス・アート	自分探しの心理学		2	アドバンス・フォーカスエリア においては40単 位以上を履修
		人間関係論		2	
		恋愛の心理学		2	
		臨床心理学		2	
		社会心理学		2	
		発達心理学		2	
		家族心理学		2	
		性格の理解と把握		2	
		心理学演習		2	
		カウンセリング概論		2	
		カウンセリング演習		2	
		ピアヘルパー演習		2	
		子どもの発達と絵画		2	
		バレエ I		2	
		バレエ II		2	
		HIP HOP I		2	
		HIP HOP II		2	
		HIP HOP III		2	
		HIP HOP IV		2	
		JAZZ I		2	
		JAZZ II		2	
		STREET I		2	
		STREET II		2	
		プロジェクト I		10	
		プロジェクト演習 I		6	
		プロジェクト II		10	
プロジェクト演習 II		6			

別表 第3 (教育課程表)

(社会人リフレッシュ教育フィールド)

	授業科目名	単位数	備考
支援 検 定 エ リ ア	色彩検定支援	1	
	介護職員初任者研修		
生 涯 学 習 エ リ ア	キレイにくらす色彩術	1	
	生活に活かすアロマセラピー	2	
	アロマセラピーの魅力	3	
	くらしと陶芸	1	
	くらしを彩る版画	1	
	食からの健康と栄養	2	
	料理の基礎と応用	1	
	楽しいラッピング	1	
	フラワーアレンジメント	1	
	やさしいパソコン	1	
	使えるパソコン	1	
	リハビリメイク演習Ⅰ(入門)	2	
	リハビリメイク演習Ⅱ(基礎)	2	
社会人の英会話	2		

学修成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)

四條畷学園短期大学では

「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー):DP」

「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー):CP」

「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー):AP」

に基づき、機関レベル、教育課程レベル(各学科)、科目レベルで学修成果を査定する方法、指標を定める

機関レベル(四條畷学園短期大学)のアセスメント・ポリシー

●学生の進路決定状況(就職率、資格・免許取得を活かした就業率)などから学修成果の達成度を査定する

入学前・入学直後	単位認定・進級判定	卒業判定・卒業後
APを満たす人材かどうかの判定	CPに則って学修が進められているかどうかの判定	DPを満たす人材になったかどうかの判定
各種入学試験	GPA	卒業率
調査書等の記載内容	学生生活満足度調査	学位授与数
取得資格	休学率・退学率	就職率
高等学校からの聞き取り		資格・免許取得を活かした就業率
		学生生活満足度調査
		卒業生評価調査
		卒業生アンケート

教育課程レベル(各学科)のアセスメント・ポリシー

●各学科の卒業要件達成状況、資格・免許取得状況などから教育課程全体を通して学修成果の達成状況を査定する

入学前・入学直後	単位認定・進級判定	卒業判定・卒業後
APを満たす人材かどうかの判定	CPに則って学修が進められているかどうかの判定	DPを満たす人材になったかどうかの判定
各種入学試験	GPA	GPA
調査書等の記載内容	取得単位数	単位取得状況
取得資格	学外実習記録	資格・免許取得状況
面接、志望動機(入学希望理由書)	学外実習評価	授業についての満足度調査
入学前課題作文	社会的活動	資格・免許取得を活かした就業率

科目レベルのアセスメント・ポリシー

●シラバスに提示された授業科目の学修目標に対する評価や授業評価アンケートの結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定する

入学前・入学直後	単位認定・進級判定	卒業判定・卒業後
APを満たす人材かどうかの判定	CPに則って学修が進められているかどうかの判定	DPを満たす人材になったかどうかの判定
各種入学試験	成績評価	学修成果評価表
調査書等の記載内容	学外実習評価	
取得資格	授業評価アンケート	
面接、志望動機(入学希望理由書)		
入学前ピアノ習熟度別レッスン(保育)		
英語クラス分けテスト(ライフ) パソコン入力習熟度(ライフ)		
ピアノ習熟度(保育)		

●学則第23条（学習の評価）補足説明：本学のGPAおよび学修成果評価表について

評価とGPA制度

(1) GPA導入の主旨

- ・本学は学生の主体的な学修を推進するためにGPA制度を導入する。
- ・学生が、将来を見据えた学修計画を立て、それに基づいて授業に積極的に参加し、学力の向上に努めることを期待する。
- ・授業中のみならず、授業前・授業後にも十分に学修や研究に臨めるよう無理のない適切な履修計画を立て、確かな知識、技能、学力を身につけるよう努めることを期待する。

(2) GPAとは

- ・GPAとはGrade Point Average（グレード・ポイント・アベレージ）の略で、履修したGPA対象科目の成績を平均値化したものである。このGPAは学修の量ではなく質を評価する成績評価の国際標準である。
- ・5段階評価で成績をつける科目で、卒業所要単位に算入されるものはGPA対象科目となる。
- ・他大学から編入学または転入学した際の既修得単位認定科目はGPA対象科目とはならない。
- ・転学科以前に修得した科目であっても、転学科後に卒業所要単位に算入される科目はGPA対象科目となる。
- ・成績評価（秀、優、良、可、不合格）を成績値（グレード・ポイント、以下GPと略す）に換算してGPA（成績平均値）を算出することで、対外的にも通用する成績評価となる。
- ・学生指導の際、教員はGPAを参考にすることがある。

(3) 学期GPAと累積GPA

- ・GPAは学期ごとの学期GPAと、入学後に履修した全てのGPA対象科目の累積GPAが算出される。
- ・学期GPAによって各学期で履修したGPA対象科目における到達度を理解できる。また、累積GPAと学期GPAを比較検討することによって、学業成績を総合的に判断できる。
- ・GPAは成績通知書に記載される。
- ・学期GPAと累積GPAはUNIPAの成績照会で確認することができる。

(4) GPAの算定基準

- ・次の表で示したように、各GPA対象科目の得点を5段階（4, 3, 2, 1, 0）のGPに換算する。受験不可あるいは受験しなかったGPA対象科目のGPは0となる。

- ・再履修して合格となった場合でも、過去の不合格履歴が累積GPAの算出対象となる。
- ・再試験を受験したGPA対象科目は、その評価をGPに換算する。

評点	評価	グレード・ポイント(GP)	合否
100-90 点	秀	4	合格
89-80 点	優	3	
79-70 点	良	2	
69-60 点	可	1	
59-0 点	不可	0	不合格
失格	失格	0	-

(5) GPAの算出式

- ・各GPA対象科目の成績評価（得点）をGPに換算し、これに科目の単位数を掛けた数の総和を、当該学期で履修登録したGPA対象科目の単位数の総和で割ったものがGPAである。
- ・GPAは履修登録した全てのGPA対象科目が対象となるので、不可や失格が多い場合はGPAが低くなる。そのため履修辞退する場合は、所定の期日までに忘れずに手続きを行うこと。
- ・GPAの計算方法は以下のとおりである。

$$GPA = (\text{GPA対象科目のGP} \times \text{単位数}) \text{の総和} \div \text{GPA対象科目の単位数の総和}$$

(具体例)	履修登録 単位数	グレード・ポイント (GP)	修得単位数×GP
秀 の成績の単位数の合計	12	4 ポイント	48 ポイント
優 の成績の単位数の合計	18	3 ポイント	54 ポイント
良 の成績の単位数の合計	8	2 ポイント	16 ポイント
可 の成績の単位数の合計	6	1 ポイント	6 ポイント
不可の成績の単位数の合計	2	0 ポイント	0 ポイント
失格の成績の単位数の合計	2	0 ポイント	0 ポイント
GPA対象科目の単位数の総和	計 48 単位		124 ポイント
<p>GPA=124 ÷ 48 =2.58 ≒2.6(四捨五入する)</p> <p>全GPA対象科目が秀であればGPAは4となり(最高得点)、</p> <p>全GPA対象科目が良であればGPAは2となる</p>			

(6) 本学GPA制度の要点

- ・不合格となったGPA対象科目のGPは0とし、GPA算出の対象となる。
- ・再履修をして合格となった場合でも、過去の不合格履歴が累積GPAに反映される。
- ・GPAの値は、小数点第1位まで（小数点以下第2位は四捨五入）算出する。
- ・本学では、学期GPAと入学時からの累積GPAを算出する。
- ・GPAは成績通知書に記載される。

2 学修成果評価表について

(1) 学修成果評価表

本学は、GPA制度の導入と、ディプロマ・ポリシーや学科の教育目標に基づいて新たに設定した「各学科の教育目標に基づき学生が各教科で達成すべき目標（学修成果）」（以後「学修成果」と表記）の明文化を行っている。

GPAは学生の「学修成果」を測る指標として、各学期に習得した卒業にかかわる教科の学修成果、到達度を客観的・相対的に見ることができる。

また、「学修成果」は、本学のディプロマ・ポリシーを達成するために、各学科の教育目標に基づいて作成したもので、各授業科目に配当することにより、学生は授業を通してディプロマ・ポリシー達成を目指すことができる。

以上2点を踏まえ、「学修成果」に対する学生の到達度を評価する資料として「学修成果評価表」を作成する。

これは、学生の学びについて「学修成果」の観点から照射し、「学修成果」別に質的・量的な数値化により可視化したものである。学生に「学修成果」別の学修状況を認識させることを通して、「学修成果」到達に向けた意識の向上を図り、各学科の教育目標、ひいては本学のディプロマ・ポリシーの真の達成を促すことを目的とする。

(2) 学修成果評価表の要項

1. 「学修成果」達成の指標として、各学科が掲げる「学修成果」（①～⑤）に属する科目群ごとに、各授業科目の評点を単位数により加重平均して得られた点数（学修成果別評点平均）を算出する。
2. 学修成果評価表には学修成果別評点平均のほか、そのレーダーチャート、その算出表、学修成果別履修単位数、およびその棒グラフを掲載し、学生が「学修成果」別到達度を一見して理解できるようにし、以後の意欲的学修に資するものとする。
3. 1年前期の成績確定後から2年後期の成績確定まで4回作成する。1年後期以後はこれまでの学期に履修したすべての科目を累積して算出する。
4. この学修成果評価表は従来の成績表とともに学生の履修指導の資料として活用する。
5. 各授業科目のシラバスにも「学修成果」を付記し、学生や教科担当者が常に授業を通して「学修成果」を意識するようにする。